
令和6年度 フリースクール等利用支援補助金 募 集 要 項

尼崎市 こども青少年局
こども青少年部 こども青少年課

1 趣旨

学校に通うことが困難な不登校児童生徒（※）が第三の居場所を見つけ、不登校状態を起因とした孤立化を防ぐため、経済的負担の大きいフリースクール等利用者に対して負担軽減を図ることを目的としています。

※ 不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた小中学生

2 交付申請期間等

申請区分	交付申請期間	補助金交付予定時期
【第1期】 令和6年4月1日～ 9月30日利用分	原則、 令和6年10月1日～ 11月15日（※1）	令和6年11月～12月
【第2期】 令和6年10月1日～ 7年2月28日利用分（※2）	令和7年2月1日～ 3月31日	令和7年4月～5月

※1 第1期の申請漏れ等については、別途、こども青少年課にご相談ください。

※2 令和7年3月利用分については、令和7年度の当補助金において補助対象とする予定です（要、尼崎市議会における令和7年度予算成立）。

3 補助対象者

フリースクール等利用料を支払っている不登校児童生徒（小中学生）の保護者であり、次の各号の全てに該当する者。

- (1) 対象となる不登校児童生徒が、尼崎市内に居住している（フリースクール等利用時点）。
- (2) 対象となる不登校児童生徒が、「指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の基準」に基づき、尼崎市教育委員会が認定しているフリースクール等を利用している。
- (3) 他の地方公共団体から、同種の補助金の交付を受けていない。
- (4) 尼崎市暴力団排除条例第2条第1項第4号及び第5号並びに第7号に該当する暴力団等ではない。

4 補助対象経費

補助対象者がフリースクール等へ支払った利用料（「入会金」や「入会前の体験利用料」は補助対象外となります）。

5 補助金額

補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（その額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、不登校児童生徒1人につき、1カ月1万円を上限。

6 申請手続き

「2 交付申請期間等」の申請期間中に、次の(1)~(4)の書類を、Eメールか郵送、持参で、こども青少年課へご提出ください。Eメールでのご提出に限り、1週間以内にこども青少年課から受領確認メールを送信します。1週間経過後も受領確認メールが届かない場合は、申請時のメールがこども青少年課に届いていない可能性があるため、電話でお問い合わせください。



【申請書類】

申請書類の作成にあたっては、各注意事項等をご覧の上、誤りのないようご注意ください。

- (1) フリースクール等利用支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) フリースクール等利用実績報告書（様式第2号）
- (3) フリースクール等の利用に関する契約内容等が分かるもの

※ 契約書やそれに類する書類がない場合は、利用料等が記載されたパンフレット等で代替え可。ただし、必要に応じて情報を追記し、毎月の利用料等の契約内容が分かるようにしてください。

- (4) フリースクール等利用料の支払い状況が分かるもの

※ 領収書や月謝袋の領収印、引き落とされた通帳の写し等、各フリースクール等の支払い状況に合わせてご提出ください。スマートフォン等による写真画像での提出も可ですが、その際は、必要事項が全てはっきりと読み取れる画像をご提出ください（必要事項が切れたりぼやけたりしている画像不可）。

7 交付決定について

市は、申請書類をもとにその内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付決定額を決定し、申請者に郵送で通知します。なお、申請書類に記載誤り等があった場合、状況に応じて市が修正等を行ったうえで、交付決定額を決定します。

8 交付決定の取消し及び補助金の返還

偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合やその他市長が不相当と認めた場合は、補助金交付決定の一部又は全部を取り消し、交付した補助金の一部又は全部の返還を求めます。

9 その他

当補助金の交付等に当たり、対象となる不登校児童生徒等に係る情報について、在籍する学校やフリースクール等と必要に応じて情報共有を行うことがあります。

【問い合わせ・申請書類提出先】

尼崎市 こども青少年局 こども青少年部 こども青少年課
〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番5号 アマブラリ3階
TEL：06-6423-9996 FAX：06-6409-4355
Eメール：ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp